付 録

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(抄)

平成 21 年 3 月 31 日 経済産業省告示第 66 号 (適用日 平成 22 年 4 月 1 日)

I エネルギーの使用の合理化の基準

工場又は事務所その他の事業場(以下「工場等」という。)においてエネルギーを使用して事業を行う者(以下「事業者」という。)は燃料並びに熱及び電気の合計のエネルギーの使用の合理化を図るため、燃料並びに熱及び電気の特性を十分に考慮するとともに、その設置している工場等(連鎖化事業者については、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等(以下「加盟している工場等」という。)を含む。)全体を俯瞰し、次のア.からカ.までに定める取組を行うことにより、適切なエネルギー管理を行いつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲内で工場等単位、設備単位(個別設備ごとに分離することが適当ではない場合にあっては、設備群単位又は作業工程単位。以下同じ。)によるきめ細かいエネルギー管理を徹底し、かつ、エネルギーの使用に係る各過程における主要な設備に関して1又は2に掲げる諸基準を遵守することを通じ、当該工場等におけるエネルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るものとする。

その際、連鎖化事業者については、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る約款の範囲内において、加盟している工場等におけるエネルギーの使用の合理化を図るものとする。

■事業者全体

- ア. 事業者はその設置している工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。
- イ.ア.で整備された管理体制には責任者(特定事業者及び特定連鎖化事業者にあっては「エネルギー管理統括者」)を配置すること。
- ウ. 事業者は、その設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針(以下「取組方針」 という。)を定めること。その際、取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、設備の新設及び 更新に対する方針を含むこと。
- エ. 事業者は、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。 なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。
- オ. 取組方針及び遵守状況の評価手法については、定期的に精査を行い必要に応じ変更すること。
- カ. 事業者は、その設置している工場等に係る名称、所在地及びエネルギー使用量を記載した書面を作成、更新、 保管することにより、状況を把握すること。

※次ページの「1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項」については、テキスト形式で記載されているものを一覧表にしたものです。

専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

分野 管 理 計測及び記録 保守及び点検 設備新設時の措置 (1) 空気調和設備、換気設備に関する事項 ① 空気調和設備、換気設備の管 ② 空気調和設備、換気設備に関 ③ 空気調和設備、換気設備の保 ④ 空気調和設備、換気設備の新 する計測及び記録 守及び点検 設に当たっての措置 ア. 空気調和の管理は、空気調 ア. 空気調和を施す区画ごとに、 ア. 空気調和設備を構成する熱 ア. 空気調和設備を新設する場 源設備、熱搬送設備、空気調 和を施す区画を限定し、ブラ 温度、湿度その他の空気の状 合には、次に掲げる事項等の インドの管理等による負荷の 態の把握及び空気調和の効率 和機設備は、保温材や断熱材 措置を講じることにより、エ の維持、フィルターの目づま 軽減及び区画の使用状況等に の改善に必要な事項の計測及 ネルギーの使用の合理化に関 応じた設備の運転時間、室内 び記録に関する管理標準を設 り及び凝縮器や熱交換器に付 する法律第73条に基づき定 温度、換気回数、湿度、外気 定し、これに基づきこれらの 着したスケールの除去等個別 める建築主等及び特定建築物 の有効利用等についての管理 事項を定期的に計測し、その 機器の効率及び空気調和設備 の所有者の判断の基準となる 標準を設定して行うこと。な 結果を記録すること。 全体の総合的な効率の改善に べき事項(以下「建築物判断 お、冷暖房温度については、 イ. 空気調和設備を構成する熱 必要な事項の保守及び点検に 基準」という。)中、空気調和 政府の推奨する設定温度を勘 源設備、熱搬送設備、空気調 関する管理標準を設定し、こ に関する事項を踏まえ、エネ 案した管理標準とすること。 和機設備は、個別機器の効率 れに基づき定期的に保守及び ルギーの効率的利用を実施す 点検を行い、良好な状態に維 イ. 空気調和設備の熱源設備に 及び空気調和設備全体の総合 ること。 おいて燃焼を行う設備(吸収 的な効率の改善に必要な事項 持すること。 (ア) 熱需要の変化に対応で 式冷凍機、冷温水発生器等) の計測及び記録に関する管理 イ. 空気調和設備、換気設備の きる容量のものとし、可 の管理は、空気比についての 標準を設定し、これに基づき 自動制御装置の管理に必要な 能な限り空気調和を施す 管理標準を設定して行うこ 区画ごとに個別制御がで これらの事項を定期的に計測 事項の保守及び点検に関する し、その結果を記録すること。 管理標準を設定し、これに基 きるものとすること。 ウ. 空気調和設備を構成する熱 ウ. 換気を施す区画ごとに、温 づき定期的に保守及び点検を (イ) ヒートポンプ等を活用 源設備、熱源設備から冷水等 度、二酸化炭素濃度その他の 行い、良好な状態に維持する した効率の高い熱源設備 により空気調和機設備に熱搬 空気の状態の把握及び換気効 こと。 を採用すること。 送する設備(以下「熱搬送設 率の改善に必要な事項の計測 ウ. 換気設備を構成するファン、 (ウ) 負荷の変動が予想され ダクト等は、フィルターの目 備」という。)、空気調和機設 及び記録に関する管理標準を る空気調和設備の熱源設 備の管理は、外気条件の季節 づまり除去等個別機器の効率 備、熱搬送設備は、適切 設定し、これに基づきこれら 変動等に応じ、冷却水温度や の事項を定期的に計測し、そ 及び換気設備全体の総合的な な台数分割、台数制御及 冷温水温度、圧力等の設定に の結果を記録すること。 効率の改善に必要な事項の保 び回転数制御、部分負荷 より、空気調和設備の総合的 守及び点検に関する管理標準 運転時に効率の高い機器 を設定し、これに基づき定期 なエネルギー効率を向上させ 又は蓄熱システム等効率 るように管理標準を設定して 的に保守及び点検を行い、良 の高い運転が可能となる 行うこと。 好な状態に維持すること。 システムを採用するこ 工. 空気調和設備の熱源設備が と。また、熱搬送設備は 変揚程制御の採用を考慮 複数の同機種の熱源機で構成 され、又は使用するエネルギ すること。 一の種類の異なる複数の熱源 (I) 空気調和機設備を負荷 機で構成されている場合は、 変動の大きい状態で使用 外気条件の季節変動や負荷変 するときは、負荷に応じ 動等に応じ、稼働台数の調整 た運転制御を行うことが 又は稼働機器の選択により熱 できるようにするため、 源設備の総合的なエネルギー 回転数制御装置等による 効率を向上させるように管理 変風量システム及び変流 標準を設定して行うこと。 量システムを採用するこ オ. 熱搬送設備が複数のポンプ で構成されている場合は、季 (オ) 夏期や冬期の外気導入 節変動等に応じ、稼働台数の に伴う冷暖房負荷を軽減 するために、全熱交換器 調整又は稼働機器の選択によ り熱搬送設備の総合的なエネ の採用を考慮すること。 ルギー効率を向上させるよう また、中間期や冬期に冷 に管理標準を設定して行うこ 房が必要な場合は、外気 冷房制御の採用を考慮す ること。その際、加湿を

- カ. 空気調和機設備が同一区画 において複数の同機種の空気 調和機で構成され、又は種類 の異なる複数の空気調和機で 構成されている場合は、混合 損失の防止や負荷の状態に応 じ、稼働台数の調整又は稼働 機器の選択により空気調和機 設備の総合的なエネルギー効 率を向上させるように管理標 準を設定して行うこと。
- キ. 換気設備の管理は、換気を施す区画を限定し、換気量、運転時間、温度等についての管理標準を設定して行うこと。これらの設定に関しては換気の目的、場所に合わせたものとすること。

- 行う場合には、冷房負荷 を軽減するため、水加湿 方式の採用を考慮するこ と。
- (カ) 蓄熱システム及び地域 冷暖房システムより熱を 受ける熱搬送設備の揚程 が大きい場合は、熱交換 器を採用し揚程の低減を 行うこと。
- (‡) エアコンディショナー の室外機の設置場所や設置方法は、日射や通風状況、集積する場合の通風状態等を考慮し決定すること。
- (グ) 空気調和を施す区画ごとの温度、湿度その他の空気の状態の把握及び空気調和の効率の改善に必要な事項の計測に必要な機器、センサー等を設置するとともに、ビルエイ管理システム(以下「BEMS」という。)等の採用により、適切な空気調和の制御、運転分析ができるものとすること。
- イ. エネルギーの使用の合理化に関する法律第78条第1項により定められたエネルギーを消費する機械器具(以下「特定機器」という。)に該当する空気調和設備、換気設備に係る機器を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮すること。
- ウ. 換気設備を新設する場合には、負荷変動に対して稼働状態を調整しやすい設備構成とするなどの措置を講じることにより、建築物判断基準中、機械換気設備に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用を実施すること。

(2) ボイラー設備、給湯設備に関する事項

- ① ボイラー設備、給湯設備の管理
- ア. ボイラー設備は、ボイラーの容量及び使用する燃料の種類に応じて空気比についての管理標準を設定して行うこと
- イ. ア. の管理標準は、別表第 1 (A) に掲げる空気比の値 を基準として空気比を低下さ せるように設定すること。
- ウ. ボイラー設備は、蒸気等の 圧力、温度及び運転時間に関する管理標準を設定し、適切 に運転し過剰な蒸気等の供給 及び燃料の供給をなくすこと。
- エ. ボイラーへの給水は水質に 関する管理標準を設定し、水 質管理を行うこと。なお、給 水水質の管理は、日本工業規 格B8223(ボイラーの給水 及びボイラー水の水質)に規 定するところ(これに準する 規格を含む。)により行うこ
- オ. 複数のボイラー設備を使用 する場合は、総合的なエネル ギー効率を向上させるように 管理標準を設定し、適切な運 転台数とすること。
- カ. 給湯設備の管理は、季節及び作業の内容に応じ供給箇所の限定や供給期間、給湯温度、給湯圧力その他給湯の効率の改善に必要な事項についての管理標準を設定して行うことと
- キ. 給湯設備の熱源設備の管理は、負荷の変動に応じ、熱源機とポンプ等の補機を含めた総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。
- ク. 給湯設備の熱源設備が複数 の熱源機で構成されている場合は、負荷の状態に応じ、稼働台数の調整により熱源設備 の総合的なエネルギー効率を向上させるように管理標準を設定して行うこと。

- ② ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録
- ア. ボイラー設備は、燃料の供給量、蒸気の圧力、温水温度、排ガス中の残存酸素量、廃ガスの温度、ボイラー給水量その他のボイラーの効率の改善に必要な事項の計測及び記録に関する管理標準を設定し、これに基づきこれらの事項を定期的に計測し、その結果を記録すること。
- イ. 給湯設備は、給水量、給湯 温度その他給湯の効率の改善 に必要な事項の計測及び記録 に関する管理標準を設定し、 これに基づきこれらの事項を 定期的に計測し、その結果を 記録すること。

- ③ ボイラー設備、給湯設備の保 守及び点検
- ア. ボイラー設備の効率の改善 に必要な事項の保守及び点検 に関する管理標準を設定し、 これに基づき定期的に保守及 び点検を行い、良好な状態に 維持すること。
- イ. ボイラー設備の保温及び断熱の維持、スチームトラップの蒸気の漏えい、詰まりを防止するように保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。
- ウ. 給湯設備は、熱交換器に付着したスケールの除去等給湯効率の改善に必要な事項、自動制御装置の管理に必要な事項の保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。

- ④ ボイラー設備、給湯設備の新設に当たっての措置
- ア. ボイラー設備からの廃ガス 温度が別表第2(A)に掲げ る廃ガス温度を超過する場合 は廃熱利用の措置を講ずるこ と。また、蒸気ドレンの廃熱 が有効利用できる場合は、回 収利用の措置を講ずること。
- イ. ボイラー設備を新設する場合は、蒸気等の需要実績と将来の動向について十分な検討を行い、適正規模の設備容量のボイラー設備を選定するとともに、エコノマイザー等を搭載した高効率なボイラー設備を採用すること。
- ウ. 負荷の変動が予想されるボイラー設備は、適切な台数分割を行い、台数制御により効率の高い運転が可能となるシステムを採用すること。
- エ. 給湯設備を新設する場合には、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、建築物判断基準中、給湯に関する事項を踏まえ、エネルギーの効率的利用のための措置を実施すること。
 - (ア) 給湯負荷の変化に応じ た運用が可能なものとす ること。
 - (イ) 使用量の少ない給湯箇 所は局所式にする等の措 置を講じること。
 - (ウ) ヒートポンプシステム、 潜熱回収方式の熱源設備 の採用を考慮すること。
- オ. 特定機器に該当するボイラー設備、給湯設備に係る機器を新設する場合は、当該機器に関する性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準に規定する基準エネルギー消費効率以上の効率のものの採用を考慮すること。

照明設備、昇降機、動力設備に関する事項 (3)① 照明設備、昇降機の管理 ③ 照明設備、昇降機、動力設備 ④ 照明設備、昇降機の新設に当 ② 照明設備に関する計測及び の保守及び点検 たっての措置 ア. 照明設備は、日本工業規格 ア. 照明設備は、照明器具及び 照明設備は、照明を施す作業 ア. 照明設備を新設する場合に Z9110 (照度基準) 又は ランプ等の清掃並びに光源の は、次に掲げる事項等の措置を 場所等の照度の計測及び記録に Z9125 (屋内作業場の照明 関する管理標準を設定し、これ 交換等保守及び点検に関する 講じることにより、建築物判断 基準) 及びこれらに準ずる規 管理標準を設定し、これに基 基準中、照明設備に関する事項 に基づき定期的に計測し、その 格に規定するところにより管 結果を記録すること。 づき定期的に保守及び点検を を踏まえ、エネルギーの効率的 理標準を設定して使用するこ 行うこと。 利用を実施すること。 と。また、過剰又は不要な照 イ. 昇降機は、電動機の負荷と (ア) 電子回路式安定器 (イ 明をなくすように管理標準を なる機器、動力伝達部及び電 ンバーター)を点灯回路 設定し、調光による減光又は 動機の機械損失を低減するよ に使用した蛍光ランプ う保守及び点検に関する管理 消灯を行うこと。 (Hf蛍光ランプ)等省 イ. 昇降機は、時間帯や曜日等 標準を設定し、これに基づき エネルギー型設備の導入 により停止階の制限、複数台 定期的に保守及び点検を行う について考慮すること。 ある場合には稼働台数の制限 こと。 (イ) 高輝度放電ランプ (HID 等に関して管理標準を設定 ウ. 給排水設備、機械駐車設備 ランプ) 等効率の高いラン し、効率的な運転を行うこと。 等の動力設備は、負荷機械(電 プを使用した照明器具等 動機の負荷となる機械をい 省エネルギー型設備の導 う。以下同じ。)、動力伝達 入について考慮すること。 部及び電動機における機械損 (ウ) 清掃、光源の交換等の 失を低減するように保守及び 保守が容易な照明器具を 点検に関する管理標準を設定 選択するとともに、その し、これに基づき定期的に保 設置場所、設置方法等に 守及び点検を行うこと。また、 ついても保守性を考慮す 負荷機械がポンプ、ファン等 ること。 の流体機械の場合は、流体の (I) 照明器具の選択には、光 漏えいを防止し、流体を輸送 源の発光効率だけでなく、 する配管、ダクトの抵抗を低 点灯回路や照明器具の効 減するように保守及び点検に 率及び被照明場所への照 関する管理標準を設定し、こ 射効率も含めた総合的な れに基づき定期的に保守及び 照明効率を考慮すること。 (オ) 昼光を使用することが 点検を行うこと。 できる場所の照明設備の 回路は、他の照明設備と 別回路にすることを考慮 すること。 (カ) 不必要な場所及び時間 帯の消灯又は減光のため、 人体感知装置の設置、計時 装置(タイマー)の利用又 は保安設備との連動等の 実施を考慮すること。 イ. 特定機器に該当する照明設 備に係る機器を新設する場合 は、当該機器に関する性能の向 上に関する製造事業者等の判 断の基準に規定する基準エネ ルギー消費効率以上の効率の

ものの採用を考慮すること。 ウ. 昇降機を新設する場合には、 建築物判断基準中、昇降機に関する事項を踏まえ、エネルギー の効率的利用を実施すること。

(4) 受変電設備、BEMS に関する事項								
	② 受変電設備に関する計測及	③ 受変電設備の保守及び点検	④ 受変電設備、BEMSの新設					
	び記録		に当たっての措置					
ア. 変圧器及び無停電電源装置	事務所その他の事業場におけ	受変電設備は、良好な状態に	ア. 受変電設備を新設する場合					
は、部分負荷における効率を	る電気の使用量並びに受変電設	維持するように保守及び点検に	には、エネルギー損失の少な					
考慮して、変圧器及び無停電	備の電圧、電流等電気の損失を	関する管理標準を設定し、これ	い機器を採用するとともに、					
電源装置の全体の効率が高く	低減するために必要な事項の計	に基づき定期的に保守及び点検	電力の需要実績と将来の動向					
なるように管理標準を設定し	測及び記録に関する管理標準を	を行うこと。	について十分な検討を行い、					
し、稼働台数の調整及び負荷	設定し、これに基づきこれらの		受変電設備の配置、配電圧、					
の適正配分を行うこと。	事項を定期的に計測し、その結		設備容量を決定すること。					
イ. 受電端における力率につい	果を記録すること。		イ. 特定機器に該当する受変電					
ては、95パーセント以上とす			設備に係る機器を新設する場					
ることを基準として進相コン			合は、当該機器に関する性能					
デンサ等を制御するように管			の向上に関する製造事業者等					
理標準を設定して管理するこ			の判断の基準に規定する基準					
٤.			エネルギー消費効率以上の効					
			率のものの採用を考慮するこ					
			۷.					
			ウ. 電気を使用する設備や空気					
			調和設備等を総合的に管理し					
			評価をするためにBEMSの採					
			用を考慮すること。					
(5) 発電専用設備及びコージェネレ	ノーション設備に関する事項							
① 発電専用設備及びコージェ	② 発電専用設備、コージェネレ	③ 発電専用設備、コージェネレ	④ 発電専用設備、コージェネレ					
ネレーション設備の管理	ーション設備に関する計測	ーション設備の保守及び点	ーション設備の新設に当た					
	及び記録	検	っての措置					
ア. ガスタービン、蒸気タービ	発電専用設備及びコージェネ	発電専用設備及びコージェネ	ア. 発電専用設備を新設する場					
ン、ガスエンジン等専ら発電の	レーション設備については、補	レーション設備を利用する場合	合には、電力の需要実績と将					
みに供される設備(以下「発電	機等を含めた総合的な効率の改	には、補機等を含めた総合的な	来の動向について十分検討を					
専用設備」という。)にあって	善に必要な事項の計測及び記録	効率を高い状態に維持するよう	行い、適正規模の設備容量の					
は、高効率の運転を維持できる	に関する管理標準を設定し、こ	に保守及び点検に関する管理標	ものとすること。					
よう管理標準を設定して運転	れに基づき定期的に計測を行	準を設定し、これに基づき定期	イ. 発電専用設備を新設する場					
の管理をすること。また、複数	い、その結果を記録すること。	的に保守及び点検を行うこと。	合には、国内の火力発電専用					
の発電専用設備の並列運転に			設備の平均的な受電端発電効					
際しては、個々の機器の特性を			率と比較し、年間で著しくこ					
考慮の上、負荷の増減に応じて			れを下回らないものとするこ					
適切な配分がなされるように			と。					
管理標準を設定し、総合的な効			ウ. コージェネレーション設備					
率の向上を図ること。			を新設する場合には、熱及び					
イ.コージェネレーション設備			電力の需要実績と将来の動向					
に使用されるガスタービン、ガ			について十分な検討を行い、					
スエンジン、ディーゼルエンジ			年間を総合して排熱及び電力					
ン等の運転の管理は、管理標準			の十分な利用が可能であるこ					
を設定して、発生する熱及び電			とを確認し、適正規模の設備					
気が十分に利用されるよう負			容量のコージェネレーション					
荷の増減に応じ総合的な効率			設備の設置を行うこと。					
を高めるものとすること。ま								
た、複数のコージェネレーショ								
ン設備の並列運転に際しては、								
個々の機器の特性を考慮の上、								
負荷の増減に応じて適切な配								
分がなされるように管理標準								
を設定し、総合的な効率の向上								
を図ること。								

(6)	事務用機器、民生用機器に関	する事項		
	① 事務用機器の管理	② 事務用機器の保守及び点検	_	③ 事務用機器、民生用機器の新 設に当たっての措置
	事務用機器の管理は、不要運 転等がなされないよう管理標準 を設定して行うこと。	事務用機器については、必要 に応じ定期的に保守及び点検を 行うこと。	-	特定機器に該当する事務用機器、民生用機器を新設する場合は、当該機器に関する性能の向
	で設定して1] プロロッ	11766		上に関する製造事業者等の判断 の基準に規定する基準エネルギ
				- 一消費効率以上の効率のものの - 採用を考慮すること。
(7)	業務用機器に関する事項			3,1,1,0 = 3,10,1
	① 業務用機器の管理	② 業務用機器に関する計測及び記録	③ 業務用機器の保守及び点検	④ 業務用機器の新設に当たっ ての措置
	厨房機器、業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫、ショーケース、医療機器、放送機器、通信機器、電子計算機、実験装置、遊戯用機器等の業務用機器の管理は、季節や曜日、時間帯、負荷量、不要時等の必要な事項について管理標準を設定して行うこと。	業務用機器の稼働状態の把握 及び改善に必要な事項の計測及 び記録に関する管理標準を設定 し、これに基づきこれらの事項 を定期的に計測し、その結果を 記録すること。	業務用機器は、保守及び点検に関する管理標準を設定し、これに基づき定期的に保守及び点検を行い、良好な状態に維持すること。	ア. 業務用機器の新設に当たっては、エネルギー効率の高い機器を選定すること。 イ. 熱を発生する業務用機器の新設に当たっては、空調区画の限定や外気量の制限等により空気調和の負荷を増大させないように考慮すること。また、ダクトの使用や装置に刺れて空気調和の負荷を増大させるなどを調和区画外に直接熱を指出し、空気調和の負荷を増大させないように考慮すること。ウ. 特定機器に該当する場合は、当時定機器に関する場合は、当時で表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表
				消費効率以上の効率のものの 採用を考慮すること。

(8) その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

事業場の居室等を賃貸している事業者(以下「賃貸事業者」という。)と事業場の居室等を賃借している事業者(以下「賃借事業者」という。)は、共同してエネルギーの使用の合理化に関する活動を推進するとともに、賃貸事業者は、賃借事業者のエネルギーの使用の合理化状況が確認できるようにエネルギー使用量の把握を行い、賃借事業者に情報提供すること。その際、計量設備がある場合は計量値とし、計量設備がない場合は合理的な算定方法に基づいた推計値とすること。

2 工場等(1に該当するものを除く)におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

- (1) 燃料の燃焼の合理化
- (2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
- (3) 廃熱の回収利用
- (4) 熱の動力等への変換の合理化
- (5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止
- (6) 電気の動力、熱等への変換の合理化

省略

事業者は、上記Ⅰに掲げる諸基準を遵守するとともに、その設置している工場等におけるエネルギー消費原単位 を管理し、その設置している工場等全体として又は工場等ごとにエネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均 1 パーセント以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、1 及び 2 に掲げる諸目標及 び措置の実現に努めるものとする。

また、別表第6に掲げる事業を行う者は、同表に掲げる指標を向上又は低減させるよう努めるものとし、その際、 各工場等における状況を把握しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲内において、中長期的に当該指標が同表に掲 げる水準となることを目指すものとする。

また、事業者は、将来に向けて、これらの措置を最大限より効果的に講じていくことを目指して、中長期的視点 に立った計画的な取組に努めなければならないものとする。

連鎖化事業者については、当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に係る約款の範囲内において、1及び2に掲げ る諸目標及び措置の実現に努めるものとする。また、連鎖化事業者は、加盟している工場等におけるエネルギーの 使用の状況を把握するとともに、そのエネルギーの使用の合理化に努めるものとする。

また、賃貸事業者と賃借事業者は、共同してエネルギーの使用の合理化に関する活動を推進するとともに、エネ ルギーの使用の合理化の適切かつ有効な実施を促すため、エネルギーの使用及び使用の合理化に係る費用の負担方 法にその成果が反映される仕組み等を構築するように努めるものとする。

また、事業者は、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために技術の提供、助言、事業の連携等により、 他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組を行うことについて検討すること。

1 エネルギー消費設備等に関する事項

1-1 専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画 的に取り組むべき措置

(1) 空気調和設備

空気調和設備に関しては、次に掲げる措置、建築物判断基準(建築物の外壁、窓等を通じての熱の損失の防 止に関する事項及び空気調和設備に係るエネルギーの効率的利用に関する事項に限る。)を踏まえた措置等に よる空気調和設備のエネルギーの効率的利用の実施について検討すること。

- ア、空気調和設備には、効率の高い熱源設備を使った蓄熱式ヒートポンプシステム、ガス冷暖房システム等の 採用について検討すること。また、工場等に冷房と暖房の負荷が同時に存在する場合には、熱回収システム の採用について検討すること。さらに、排熱を有効に利用できる場合には、熱回収型ヒートポンプ、排熱駆 動型熱源機の採用についても検討すること。
- イ. 空気調和を行う部分の壁、屋根については、厚さの増加、熱伝導率の低い材料の利用、断熱の二重化等に より、空気調和を行う部分の断熱性を向上させるよう検討すること。また、窓にあっては、ブラインド、熱 線反射ガラス、選択透過フィルム、二重構造による熱的緩衝帯の設置等の採用による日射遮へい対策も併せ て検討すること。
- ウ. 空気調和設備については、二酸化炭素センサー等による外気導入量制御の採用により、外気処理に伴う負 荷の削減を検討すること。また、夏期以外の期間の冷房については、冷却塔により冷却された水を利用した 冷房を行う等熱源設備が消費するエネルギーの削減を検討すること。
- 工. 空気調和設備については、送風量及び循環水量が低減できる大温度差システムの採用について検討するこ
- 才.配管及びダクトは、熱伝導率の低い断熱材の利用等により、断熱性を向上させるよう検討すること。

(2) 換気設備

屋内駐車場、機械室及び電気室等の換気用動力に関しては、各種センサー等による風量制御の採用により動力の削減を検討すること。

(3) ボイラー設備

- ① ボイラーについては、別表第 1 (B) の空気比の値を目標として空気比を低下させるよう努めること。
- ② 排ガスの廃熱の回収利用については、別表第2(B)に掲げる廃ガス温度及び廃熱回収率の値を目標として廃ガス温度を低下させ廃熱回収率を高めるよう努めること。

(4) 給湯設備

給湯設備に関しては、建築物判断基準(給湯設備に係るエネルギーの効率的利用に関する事項に限る。)を踏まえた措置等による給湯設備のエネルギーの効率的利用の実施について検討すること。その際、ヒートポンプシステムや潜熱回収方式の熱源設備を複合して使うなど、より効率の高い給湯設備の採用について検討すること。

(5) 照明設備

照明設備に関しては、次に掲げる措置、建築物判断基準(照明設備に係るエネルギーの効率的利用に関する 事項に限る。)を踏まえた措置等による照明設備のエネルギーの効率的利用の実施について検討すること。

- ア. 照明設備については、昼光を利用することができる場合は、減光が可能な照明器具の選択や照明自動制御装置の採用を検討すること。また、照明設備を施した当初や光源を交換した直後の高い照度を適正に補正し省電力を図ることができる照明設備の採用を検討すること。
- イ、LED(発光ダイオード)照明器具の採用を検討すること。

(6) 昇降機

エスカレータ設備等の昇降機については、人感センサーにより通行者不在のときに設備を停止させるなど、 利用状況に応じた効率的な運転を行うことを検討すること。

(7)BEMS

BEMS については、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用の実施について検討すること。

- ア. エネルギー管理の中核となる設備として、系統別に年単位、季節単位、月単位、週単位、日単位又は時間単位等でエネルギー管理を実施し、数値、グラフ等で過去の実績と比較したエネルギーの消費動向等が把握できるよう検討すること。
- イ. 空気調和設備、電気設備等について統合的な省エネルギー制御を実施することを検討すること。
- ウ.機器や設備の保守状況、運転時間、運転特性値等を比較検討し、機器や設備の劣化状況、保守時期等が把握できるよう検討すること。

(8) コージェネレーション設備

蒸気又は温水需要が大きく、将来、年間を総合して排熱の十分な利用が可能であると見込まれる場合には、 コージェネレーション設備の設置を検討すること。

(9) 電気使用設備

- ① 電動機は、高効率のものを採用するよう検討することとし、全閉形電動機のうち出力 0.2 ~ 160 キロワットで高効率のものを採用する場合にあっては別表第5(A)、保護形電動機のうち出力 0.75 ~ 160 キロワットで高効率のものを採用する場合にあっては別表第5(B) に掲げる効率以上のものを目標として検討すること。
- ② 受電端における力率を 98 パーセント以上とすることを目標として、別表第 4 に掲げる設備(同表に掲げる容量以下のものを除く。)又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させるよう検討すること。
- ③ 缶・ボトル飲料自動販売機を設置する場合は、タイマー等の活用により、夜間、休日等販売しない時間帯の運転停止、庫内照明が不必要な時間帯の消灯など、利用状況に応じた効率的な運転を行うことを検討すること。

1-2 工場等(1-1 に該当するものを除く)におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取組むべき 措置

省略

- (1) 燃焼設備
- (2) 熱利用設備
- (3) 廃熱回収装置
- (4) コージェネレーション設備
- (5) 電気使用設備
- (6) 空気調和設備、給湯設備、換気設備、昇降機等
- (7) 照明設備
- (8) 工場エネルギー管理システム

その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

(1) 熱エネルギーの効率的利用のための検討

熱の効率的利用を図るためには、有効エネルギー(エクセルギー)の観点からの総合的なエネルギー使用状況のデータを整備するとともに、熱利用の温度的な整合性改善についても検討すること。

(2) 余剰蒸気の活用等

- ① 工場等において、利用価値のある高温の燃焼ガス又は蒸気が存在する場合には、(1)の観点を踏まえ、発電、作業動力等への有効利用を行うよう検討すること。また、複合発電及び蒸気条件の改善により、熱の動力等への変換効率の向上を行うよう検討すること。
- ② 工場等において、利用価値のある余剰の熱、蒸気等が存在する場合には、(1)の観点を踏まえ、他工場 又は民生部門において有効利用を行うよう検討すること。

(3) 未利用エネルギーの活用

- ① 可燃性廃棄物を燃焼又は処理する際発生するエネルギーや燃料については、できるだけ回収し、利用を図るよう検討すること。
- ② 工場等又はその周辺において、工場排水、下水、河川水、海水等の温度差エネルギーの回収が可能な場合には、ヒートポンプ等を活用した熱効率の高い設備を用いて、できるだけその利用を図るよう検討すること。

(4) エネルギーの使用の合理化に関するサービス提供事業者の活用

エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置を講ずるに当たっては、ESCO 事業者等(エ ネルギーの使用の合理化に関する包括的なサービスを提供する者をいう。)によるエネルギー効率改善に関す る診断、助言、エネルギーの効率的利用に係る保証の手法等の活用についても検討すること。

(5) エネルギーの地域での融通

多様なエネルギー需要が近接している街区・地区や隣接する建築物間等において、エネルギーを融通するこ とにより総合的なエネルギーの使用の合理化を図ることができる場合には、エネルギーの面的利用について検 討すること。

(6) エネルギーの使用の合理化に関するツールや手法の活用

業務用ビルのエネルギーの使用の合理化を行うに当たっては、ビルのエネルギーを試算して、省エネルギー 対策適用時の削減効果を比較評価するツールや、空気調和設備等の運転プロセスデータを編集し、グラフ化し て運転状態を分析しやすくするツールの活用について検討すること。

別表第 1 (A) 基準空気比 (I(2) ①イ. 及び I(2) ① イ. 関係)

(1) ボイラーに関する基準空気比

			基 準 空 気 比						
	区分	負 荷 率 (単位:%)	固体	燃料		4 / LEDVO	高炉ガス		
		(羊位: 70)	固定床	流動床	液体燃料	気体燃料	その他の 副生ガス		
	電 気 事 業 用(注1)	75 ~ 100	-	_	1.05 ~ 1.2	1.05 ~ 1.1	1.2		
般	蒸発量が毎時 30 トン以上のもの	50 ~ 100	1.3 ~ 1.45	1.2 ~ 1.45	1.1 ~ 1.25	1.1 ~ 1.2	1.2 ~ 1.3		
般用ボイラ	蒸発量が毎時 10トン以上30トン未満のもの	50 ~ 100	1.3 ~ 1.45	1.2 ~ 1.45	1.15 ~ 1.3	1.15 ~ 1.3	_		
	蒸発量が毎時 5 トン以上 10 トン未満のもの	50~100	I	_	1.2 ~ 1.3	1.2 ~ 1.3	_		
(注2)	蒸発量が毎時 5トン未満のもの	50~100	_	_	1.2 ~ 1.3	1.2 ~ 1.3	_		
小型貫流	流ボイラー(注 3)	100	_	_	1.3 ~ 1.45	1.25 ~ 1.4	_		

- 「電気事業用」とは、電気事業者(電気事業法第2条第1項10号に規定する電気事業者をいう。以下同じ。)が、発電のために設置するものをいう。「一般用ボイラー」とは、労働安全衛生法施行令第1条第3号に規定するボイラーのうち、同施行令第1条第4号に規定する小型ボイラーを除い (注)
 - たものをいう。 「小型貫流ボイラー 「小型貫流ボイラー」とは、労働安全衛生法施行令第 1 条第 4 号ホに規定する小型ボイラーのうち、大気汚染防止法施行令別表第 1(第 2 条関係) 第 1 項に規定するボイラーに該当するものをいう。

- この表に掲げる基準空気比の値は、定期検査後、安定した状態で、一定の負荷で燃焼を行うとき、ボイラーの出口において測定される空気比について定 めたものである

- 値を適用する。
- この表に掲げる基準空気比の値は、次に掲げるボイラーの空気比については適用しない。

 - (1) 設置後燃料転換のための改造を行ったもの (2) 木屑、木皮、スラッジその他の産業廃棄物と燃料との混焼を行うもの (3) 黒液の燃焼を行うもの

 - (4) 廃タイヤの燃焼を行うもの (5) 発熱量が 3,800 キロジュール毎ノルマル立方メートル以下の副生ガスを専焼させるもの (6) 有毒ガスを処理するためのもの

 - (7) 廃熱を利用するもの
 - 水以外の熱媒体を使用するもの
 - (9) 定期検査時ぞの他定常操業を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの

別表第 1 (B) 目標空気比 (Ⅱ 1 1-1(3)① 及び Ⅱ 1 1-2(1)① 関係)

(1) ボイラーに関する目標空気比

			目 標 空 気 比							
	区 分	負 荷 率 (単位:%)	固 体 燃 料		75 /+ W4W1	(LENIO	高炉ガス			
		(十座: 70)	固定床	流動床	液体燃料	気体燃料	その他の 副生ガス			
	電気事業用	75 ~ 100	_	_	1.05 ~ 1.1	1.05 ~ 1.1	1.15 ~ 1.2			
<u>—</u>	蒸発量が毎時 30 トン以上のもの	50~100	1.2 ~ 1.3	1.2 ~ 1.25	1.05 ~ 1.15	1.05 ~ 1.15	1.2 ~ 1.3			
般用ボノ	蒸発量が毎時 10トン以上30トン未満のもの	50~100	1.2 ~ 1.3	1.2 ~ 1.25	1.15 ~ 1.25	1.15 ~ 1.25	-			
1 1 1	蒸発量が毎時 5トン以上 10トン未満のもの	50~100	-	_	1.15 ~ 1.3	1.15 ~ 1.25	-			
(注2)	蒸発量が毎時 5トン未満のもの	50~100	_	_	1.15 ~ 1.3	1.15 ~ 1.25	_			
	小型貫流ボイラー(注3)	100	_	_	1.25 ~ 1.4	1.2 ~ 1.35	_			

- (注)
- □ 「電気事業用」とは、電気事業者が、発電のために設置するものをいう。□ 「一般用ボイラー」とは、労働安全衛生法施行令第 1 条第 3 号に規定するボイラーのうち、同施行令第 1 条第 4 号に規定する小型ボイラーを除い たものをいう。
- にものをいう。 「小型貫流ボイラー」とは、労働安全衛生法施行令第 1 条第 4 号ホに規定する小型ボイラーのうち、大気汚染防止法施行令別表第 1 (第 2 条関係) 第 1 項に規定するボイラーに該当するものをいう。 3 (備考)
- ごの表に掲げる目標空気比の値は、定期検査後、安定した状態で、一定の負荷で燃焼を行うとき、ボイラーの出口において測定される空気比について定
- したものである。
 2 負荷率及び空気比の算定については、別表第 1 (A) (1) 備考 2 及び 3 による。
 3 固体燃料の固定床ボイラーのうち微粉炭焚きのものに係る目標空気比の値は、電気事業用にあっては 1.15 ~ 1.25、その他(蒸発量が毎時 30 トン以上のもの及び 10 トン以上 30 トン未満のものに限る。) にあっては 1.2 ~ 1.25 とする。
 4 黒液の燃焼を行うボイラーに係る目標空気比の値は、負荷率 50 ~ 100 パーセントにおいて 1.2 ~ 1.3 とする。
 5 複数の種類の燃料の混焼を行うボイラーについては、当該燃料のうち混焼率(発熱量ペースの混焼率をいう。以下同じ。) の高い燃料に係る目標空気比の低な、負荷率 50 ~ 100 パーセントにおいて 1.2 ~ 1.3 とする。

- 値を適用する。 この表に掲げる目標空気比の値は、次に掲げるボイラーの空気比については適用しない。ただし、可能なものについては、同表に準じて空気比の管理を 行うよう検討するものとする。

- (1) 設置後燃料転換のための改造を行ったもの (2) 木屑、木皮、スラッジその他の産業廃棄物と燃料との混焼を行うもの (3) 廃タイヤの燃焼を行うもの (4) 発熱量が 3,800 キロジュール毎ノルマル立方メートル以下の副生ガスを燃焼させるもの
- (5) 有毒ガスを処理するためのもの
- (6) 廃熱を利用するもの
- (7) 定期検査時その他定常操業を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの

別表第2(A) 基準廃ガス温度及び基準廃熱回収率(I1(2)4)ア.及び I2(3)① イ. 関係)

(1) ボイラーに関する基準廃ガス温度

			基準廃ガス温度(単位:℃)					
	Ε	固体燃料			気体	燃料		
	区分	固定床	流動床	液体燃料		高炉ガス その他の 副生ガス		
	電 気 事 業 用(注1)	_	_	145	110	200		
— 般	蒸発量が毎時 30 トン以上 のもの	200	200	200	170	200		
般用ボイラ	蒸発量が毎時 10 トン以上 30 トン未満のもの	250	200	200	170	-		
	蒸発量が毎時 5 トン以上 10 トン未満のもの	_	_	220	200	-		
注	蒸発量が毎時 5 トン未満のもの	_	_	250	220	-		
	小型貫流ボイラー(注3)	_	_	250	220	1		

- (注)
- 1 「電気事業用」とは、電気事業者が、発電のために設置するものをいう。 2 「一般用ボイラー」とは、労働安全衛生法施行令第 1 条第 3 号に規定するボイラーのうち、同施行令第 1 条第 4 号に規定する小型ボイラーを除い たものをいう。
 - 7.500/2017。 3 「小型胃流ポイラー」とは、労働安全衛生法施行令第 1 条第 4 号ホに規定する小型ボイラーのうち、大気汚染防止法施行令別表第 1 (第 2 条関係) 第 1 項に規定するボイラーに該当するものをいう。
- (備考) での表に掲げる基準廃ガス温度の値は、定期検査後、ボイラー通風装置入口空気温度 20℃の下で、負荷率(発電のために設置されたものにあってはター ビンの負荷率、その他のものにあってはボイラー負荷率)100 パーセントで燃焼をおこなうとき、ボイラーの出口(廃熱を回収利用する設備が設置されて いる場合又は環境対策のための排煙処理装置が設置されている場合にあっては、当該設備の出口)において測定される廃ガスの温度について定めたもので ある。
- ある。
 2 固体燃料の固定床ボイラーのうち微粉炭焚きのものに係る基準廃ガス温度の値は、電気事業用にあっては 150℃、その他(蒸発量が毎時 30 トン以上のもの及び 10 トン以上 30 トン未満のものに限る。)にあっては 200℃とする。
 3 この表に掲げる基準廃ガス温度の値は、次に掲げるボイラーの廃ガス温度については適用しない。
 (1) 設置後燃料転換のための改造を行ったもの
 (2) 木屑、木皮、スラッジその他の産業廃棄物と燃料との混焼を行うもの
 (3) 黒液の燃焼を行うもの
 (4) 有毒ガスを処理するためのもの
 (5) 廃熱又は余熱を利用するもの
 (6) 水以外の熟媒体を使用するもの
 (7) 常期後季時ネの他常覚場響を行っていたい状態のもの又は関発、研究芸しくは試作の用に供するもの

- (7) 定期検査時その他定常操業を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの

別表第2(B) 目標廃ガス温度及び目標廃熱回収率(Ⅱ1 1-1(3)②及びⅡ1 1-2(2) ∞ 関係)

(1) ボイラーに関する目標廃ガス温度

			目標廃ガス温度(単位:℃)					
		固体燃料			気 体	燃料		
	区分	固定床	流動床	液体燃料		高炉ガス その他の 副生ガス		
	電 気 事 業 用(注1)	-	_	135	110	190		
- 般	蒸発量が毎時 30 トン以上 のもの	180	170	160	140	190		
般用ボイラ	蒸発量が毎時 10 トン以上 30 トン未満のもの	180	170	160	140	_		
	蒸発量が毎時 5 トン以上 10 トン未満のもの	_	300	180	160	_		
(注2)	蒸発量が毎時 5 トン未満のもの	-	320	200	180	_		
小型貫	・ 流ボイラー(注 3)	_	_	200	180	_		

- (注) 1 「電気事業用」とは、電気事業者が、発電のために設置するものをいう。
- - たりからいう。 「小型胃流ポイラー」とは、労働安全衛生法施行令第 1 条第 4 号ホに規定する小型ボイラーのうち、大気汚染防止法施行令別表第 1(第 2 条関係) 第 1 項に規定するボイラーに該当するものをいう。

- (備考)
 1 この表に掲げる目標廃ガス温度の値は、定期検査後、ボイラー通風装置入口空気温度 20℃の下で、負荷率(発電のために設置されたものにあってはタービンの負荷率、その他のものにあってはボイラー負荷率)100 パーセントで燃焼を行なうとき、ボイラーの出口(廃熱を回収利用する設備が設置されている場合にあつては、当該設備の出口)において測定される廃ガスの温度について定めたものである。2 固体燃料の固定床ボイラーのうち微粉炭焚きのものに係る目標廃ガス温度の値は、電気事業用にあっては 140℃、その他(蒸発量が毎時 30 トン以上のもの及び 10 トン以上 30 トン未満のものに限る。)にあっては 160℃とする。
 3 黒液の燃焼を行うボイラーに係る目標廃ガス温度の値は、180℃とする。
 4 複数の種類の燃料の混焼を行うボイラーについては、当該燃料のうち混焼率の高い燃料に係る目標廃ガス温度の値を適用する。
 5 この表に掲げる目標廃ガス温度の値は、次に掲げるボイラーの廃ガス温度については適用しない。
 (1) 木屑、木皮、スラッジその他の産業廃棄物と燃料との湿焼を行うもの

- (1) 木屑、木皮、スラッジその他の産業廃棄物と燃料との混焼を行うもの (2) 有毒ガスを処理するためのもの (3) 廃熱又は余熱を利用するもの (4) 定期検査時その他定常操業を行っていない状態のもの又は開発、研究若しくは試作の用に供するもの

別表第4 力率を向上すべき設備 (Ⅰ2 (5-2)①ウ.、Ⅱ 1 1-1(9)② 及びⅡ 1 1-2(5)④ 関係)

設 備 名	容量(単位:kW)					
かご形誘導電動機	75					
巻線形誘導電動機	100					
誘導炉	50					
真空溶解炉	50					
誘導加熱装置	50					
アーク炉	-					
フラッシュバット溶接機 (携帯型のものを除く)	10					
アーク溶接機(携帯型のものを除く)	10					
整流器	10,000					

(備考) 防爆形等安全性の面から適用が難しい設備を除く。

別表第 5 (A) 高効率の全閉形電動機 (0.2 \sim 160kW) の目標効率 (II 1 1-1 (9) ① 及び

Ⅱ 1 1-2 (5) ① 関係)

	効 率 値(単位:%)							
出力	2 極		4	4 極		極		
(単位:kW)	50Hz	60Hz	50Hz	60Hz	50Hz	60Hz		
	2007 又は 4007	220V 又は 440V	2007 又は 4007	220V 又は 440V	2007 又は 4007	220V 又は 440V		
0.2	70.0	71.0	72.0	74.0	-	_		
0.4	76.0	77.0	76.0	78.0	73.0	76.0		
0.75	77.5	78.5	80.5	82.5	78.5	80.0		
1.5	83.0	84.0	82.5	84.0	83.0	84.5		
2.2	84.5	85.5	85.5	87.0	84.5	86.0		
3.7	87.0	87.5	86.0	87.5	86.0	87.0		
5.5	88.0	88.5	88.5	89.5	88.0	89.0		
7.5	88.5	89.0	88.5	89.5	88.5	89.5		
11	90.0	90.2	90.2	91.0	89.5	90.2		
15	90.0	90.2	90.6	91.0	89.5	90.2		
18.5	90.6	91.0	91.7	92.4	91.0	91.7		
22	91.0	91.0	91.7	92.4	91.0	91.7		
30	91.4	91.7	92.4	93.0	91.7	92.4		
37	92.1	92.4	92.4	93.0	91.7	92.4		
45	92.4	92.7	92.7	93.0	92.4	93.0		
55	92.7	93.0	93.3	93.6	93.3	93.6		
75	93.6	93.6	94.1	94.5	93.6	94.1		
90	94.3	94.5	94.1	94.5	93.9	94.1		
110	94.3	94.5	94.1	94.5	94.5	95.0		
132	94.8	95.0	94.5	95.0	94.5	95.0		
160	94.8	95.0	94.8	95.0	94.5	95.0		

⁽備考) 効率値は JISC4212 (高効率低圧三相かご形誘導電動機) の (7.3 効率試験) に規定する方法により測定した値とする。なお、この効率値には (4.2 効率の裕度) を適用する。

別表第5(B) 高効率の保護形電動機(0.75~160kW)の目標効率(Ⅱ 1 1-1(9) ① 及び Ⅱ 1 1-2(5)① 関係)

	効 率 値 (単位:%)							
+	2 極		4	4 極		6 極		
出 力 (単位:kW)	50 H z	60 H z	50 H z	60 H z	50 H z	60 H z		
	200 V又は 400 V	220 V又は 440 V	200 V又は 400 V	220 V又は 440 V	200 V又は 400 V	220 V又は 440 V		
0.75	77.5	78.5	80.0	82.0	78.0	80.0		
1.5	83.0	84.0	82.0	84.0	82.0	84.0		
2.2	83.0	84.0	85.0	86.5	84.0	85.5		
3.7	85.0	85.5	86.0	87.5	85.5	87.0		
5.5	87.0	87.5	87.5	88.5	87.0	88.5		
7.5	88.0	88.5	88.5	89.5	88.0	89.0		
11	89.0	89.5	90.0	90.6	89.0	90.0		
15	89.5	90.2	90.2	91.0	89.5	90.6		
18.5	90.6	91.0	90.6	91.4	90.6	91.4		
22	90.6	91.0	91.4	92.1	91.0	91.7		
30	91.0	91.4	91.7	92.1	91.4	92.1		
37	91.4	91.7	92.1	92.4	91.7	92.4		
45	91.7	92.1	92.1	92.7	92.1	92.7		
55	92.1	92.4	92.4	93.0	92.4	93.0		
75	92.4	92.7	92.7	93.3	92.4	93.0		
90	92.7	93.0	93.0	93.6	92.7	93.3		
110	93.0	93.3	93.3	93.6	93.0	93.6		
132	93.3	93.6	93.3	93.9	93.3	93.9		
160	93.9	94.1	93.6	94.5	93.6	94.1		

⁽備考) 効率値は JISC4212(高効率低圧三相かご形誘導電動機)の(7.3 効率試験)に規定する方法により測定した値とする。なお、この効率値には、(4.2 効率の裕度)を適用する。